

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第18条</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の<u>氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第18条</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については<u>納期限前7日</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払日前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の<u>氏名及び住所</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第18条第2項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する改正後の第18条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の第18条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。